

日マレーシア経済連携協定について

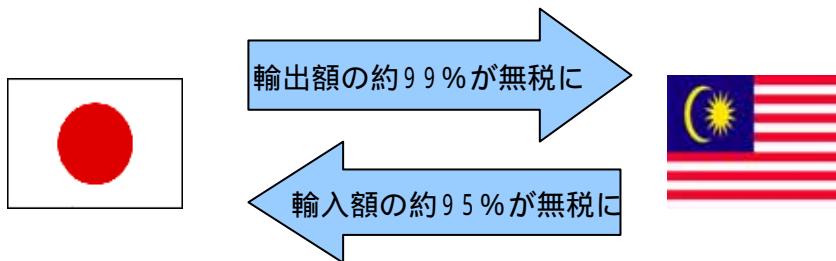
2002年12月、日・マレーシア首脳会談に於いて経済連携構想が提案され、2004年1月に交渉開始。2005年5月、日・マレーシア首脳会談において大筋合意を確認。

日・マレーシア間の貿易・投資拡大等による経済緊密化に寄与

- ✓日本にとってマレーシアは、第11位の輸出相手国、第12位の輸入相手国
- ✓日本からの直接投資は、ASEAN第3位であり、進出邦人企業は1300社を超える
- ✓マレーシアにとって日本は、第3位の輸出相手国、第1位の輸入相手国

往復貿易額の約97%を関税撤廃

2003年貿易データ



マレーシア側の関税譲許の概要

自動車

ノックダウン車は即時撤廃。
完成車は、排気量2000cc以下については2015年までに段階的撤廃、それ以外は2010年までに段階的撤廃。

鉄鋼

一部品目を除き、10年以内の段階的撤廃又は15年以内の段階的引下げ。

農産品

りんご、なし、かきの即時撤廃等。

日本側の関税譲許の概要

鉱工業品

実質上全て関税撤廃。

農水産品

マンゴー、ドリアン等の熱帯果実、えび等の水産品につき、即時撤廃。生鮮バナナについては、枠内税率を無税とする特惠輸入枠を設定(毎年1,000トン)。

本協定の主な内容

- ✓関税譲許(関税割当を含む)、二国間セーフガード、原産地規則………国内法整備が必要
- ✓投資、サービスの自由化、税関手続、知的財産、協力等